

総 務 常 任 委 員 会

平成19年6月25日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 財産の取得について

議案第 7 号 財産の取得について

議案第12号 専決処分の承認について

議案第13号 専決処分の承認について

出席委員（6名）

委員長 平 野 浩

副委員長 伊 藤 房 代

委員 高 木 武 雄

委員 林 俊 介

委員 日 下 昭 治

委員 島 田 和 雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長 嶋 田 茂 樹

議員 神 子 功

説明のため出席した者（21名）

総務課長 高 埜 英 俊

秘書広報課長 加 瀬 寿 一

企画課長 加 瀬 正 彦

財政課長 平 野 哲 也

税務課長 野 口 徳 和

市民課長 木 内 國 利

会計管理者 木 内 孫兵衛

消防長 佐 藤 眞 一

監査委員 林 久 男

その他担当員 12名

事務局職員出席者

事務局 長	宮 本 英 一	主	査	穴 澤 昭 和
主 任 主 事	飯 笹 浩 一			

開会 午前10時 0分

○委員長（平野 浩） 皆さん、おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本委員会の付託議案は5議案でございます。委員の皆様には慎重なご審査をお願い申し上げます。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了解をお願いいたします。

この後議会だよりのため本委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、神子功議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、嶋田議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。本日は、付託されました5議案について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、ごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（平野 浩） ありがとうございます。

議案説明のため、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して総務課長よりごあいさつをお願いいたします。

○総務課長（高埜英俊） おはようございます。

本来であれば、副市長がごあいさつするところでございますけれども、本日欠席でございますので、代わって申し上げます。

本日はお忙しい中を大変ご苦労さまでございます。

ご審議をお願いいたします議案は5件でございます。

議案第1号は、条例の一部改正でございます。議案第6号と第7号は契約案件でございます。議案第12号と第13号は税関係の条例の専決処分の承認についてでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（平野 浩） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（平野 浩） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月13日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、財産の取得について、議案第7号、財産の取得について、議案第12号、専決処分の承認について、議案第13号、専決処分の承認についての5議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 議案第1号につきましては、本日お手元に新旧対照表をお配りしてございますので、ご覧いただきたいと思います。

内容につきましては、改正の背景、それから予算関係等につきましては、議会の本会議で説明いたしまして、また議案質疑でお答えしてございますので、つけ加えることはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野 浩） 総務課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（佐藤眞一） 議案第6号、これについて補足説明を申し上げます。

これは、水槽付消防ポンプ自動車1-B型の購入でございます。配置先につきましては、干潟分署でございます。シャシーについては5トン級のシャシーを使用します。

次に、積載水の関係でございますけれども、積載水については、今まで通常1,600リットルでございましたけれども、1,800リットルの水を積載いたします。

なお、ホースカー、これを1台積載いたします。これはホースが約12本から13本積載のものでございます。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） これは当然買い替えだと思うんですけども、今、車両、ポンプ、それはだいたいどのくらいの年月で取り替えるのか、あるいは走行距離で取り替えるのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） この車両につきましては、現在、干潟分署に配置されております水槽付ポンプ自動車の更新でございます。これにつきましては排ガス規制で、この10月で15年経過いたしますので、更新をするものでございます。

通常更新がなくても、過去においてはだいたい15年ないし16年で過去に更新をしております。

以上であります。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありますか。

高木委員。

○委員（高木武雄） 今、15年というような話がありました。それでは、今後、そういう時期が来る、来年、再来年ということでございましょうけれども、そういう更新しなければならない車種、数量が一・二年のうちに何台くらいあるのかお伺いします。

○委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） これ今後予定されております車両につきましては、来年が本署の水槽付消防ポンプ自動車の2型、これが来年更新予定であります。それと、あと本署に配置されております化学車が、さらに2年後に更新の予定であります。それで、そのほかにはしご車もやはり対象になってきておるんですけども、はしご車につきましては、購入金額が非常に高うございますので、触媒をつけてオーバーホールを実施して、あと6年くらいまでもたせるという予定であります。

以上であります。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、議案第7号について補足説明を申し上げます。

議案第7号は、救助工作車2型の購入でございます。配置先につきましては本署であります。そして、シャシーについては5トン級の四輪駆動車、そして、主要諸元につきましては、5トンのフロントウインチ、それから2.9トンのクレーン、それから2,400ワットの固定照明装置、それと大型の油圧式救助機具等でございます。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） この車両が8,500万円、非常に高額だということについては、3月の予算案の時に説明をいただいたわけでありますけれども、この車両の活動の状況と申しますか、あまりふだん見かけないわけでありますけれども、これまでどのような活動をされてきたのか。また、実際にはまだ活動はしていないけれども、こういったことに対しても対応するといったようなものがあればお伺いをしたいと思います。

前の車両と比較して、どの程度の性能と申しますか、そういったものがアップされてきたのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、島田委員の質問に対してご答弁を申し上げます。

確かにこの救助工作車につきましては8,500万円という非常に高額でございます。通常の消防ポンプ自動車、フル装備をしての2台以上の金額になるわけでございます。それで、車両だけで税込みで約4,880万円と、そして資機材……

（「それは本会議のときに聞いたからいいです」の声あり）

○消防長（佐藤眞一） いいですか。分かりました。

この救助工作車の過去の活動状況でございますけれども、出動件数については、平成16年が36件、平成17年が39件、平成18年が26件となっております、この出動の主なものについては交通事故でございます。

そして、どの範囲のものに出動できるのかといいますけれども、この車両に積載してある機具については、約120種類くらいものが積載してございます。ただ、対処ができないというのは、水を積んでおりませんから消火活動ができないというだけでありまして、ありとあらゆる事象に対応できるような装備はしております。

例えば水難救助の関係、それから、がけから落ちた場合の上への引き上げの関係、あるいは井戸へ落ちた場合の引き上げの方法、あるいは機械事故の場合のそういった取り外し、破壊、切断、こういった関係、ですから、先ほど言いましたようにそれなりの高額な救助機具を積載しておりますから、ほとんどの事象に対応できると、そう思っております。また、過去においても対応できなかったという事例は今までありませんでした。

それと、あと資機材の能力の関係でございますけれども、能力は現にある資機材とほぼ同様の能力のものを積載する計画であります。ただ、15年前のと比較しまして、やはり扱いが非常にいいと。同じ能力、10トンなら10トンの機具を使っても、やはりコンパクトになっているし、扱いが非常にいいというのが、やはり利点になります。

それと、この大型機具については国産のものではなくて、すべて外国製であります。ちなみに、主な大型機具をちょっと述べてみますけれども、ウインチにつきましてはフロントウインチでございますけれども、これは能力が5トン以上で約240万円、クレーンがやはり2.9トン以上で340万円、それから固定用照明装置が820万円、それと、マット型空気ジャッキというんですけれども、これは通常このくらいの厚みで、約40センチメートル四方くらいの真四角になっております。その中に高圧空気を送り込みます。それで一挙に持ち上げるというやつです。実際戦車でも持ち上げるという能力があります。これがやはり約430万円、それから大型油圧スプレッダーといいまして広げるやつです。私の背くらいのもので、狭いところでも押し込んで、ぐっと押し広げる機械ですけれども、これがやはり330万円くらい、それから大型の油圧切断機、油圧のはさみの大きいやつです。これでやりますと、乗用車等の屋根はあっという間にすぽんと取れます。あの支柱を1回で切っちゃいますから。主なものとしては、値段の高い機具はこういったものです。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） 島田委員。

○委員（島田和雄） そういったすばらしい機具を搭載されて、万全の体制かなというふうに感じました。それはそれでいいんですが、新しいのを購入するということで、古い機材もまだまだ使えるんじゃないかなといったような思いもしているんですけども、それはどうされるか、その辺について。車両も含めて先ほどの6号議案に出ましたけれども、これらの車両は最終的にはどのようなになるのか、この辺も含めてお聞きしたいと思います。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤真一） まず、最初に今まであった機具をどうするのかと。これは、予備として全部とっておきます。ということは、今回の車両は、国そして県の方の緊急援助隊登録をされております。そういった関係から、国の方からは、この機具については2分の1の補助金が現に決定しております。そういった関係から、要請があった場合には救助工作車を出さなくちゃならない。そのかわり、現あるこの資機材は、実際自分らの管内であった時に困りますから、それは常に確保しておくというのが、補助金をくれる条件であります。ですから、そっくりとっておきまして、いざあったときに、救助隊が県内あるいは県外に要請されて出た場合に、今あるトラックに積んで出動できるような体制はとるつもりでおります。

そして使わなくなった車両につきましては、これは一般的に廃棄であります。そして、救助工作車の場合についてはすべて廃棄になりますけれども、ただ、過去消防ポンプ自動車、タンク車の場合に廃棄しないで、寄贈しております。財団法人日本消防協会あるいは日本外交協会の方から寄贈依頼が過去にありまして、去年もやったんですけども、東南アジアの方にここを通じて寄贈されているようです。ただ、国内では排ガスの規制で、もう15年経過しますとだめですから、向こうの東南アジアはありませんので、現在もそのように寄贈しているようであります。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、税務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、資料の方、対照表を提出してありますので、ご説明します。

この旭市税条例の一部を改正する条例の各条文につきましては、提出資料の新旧対照表のとおりでございまして、国が示した条例準則に沿ったものでございます。

それでは、資料1番の新旧対照表の1ページをご覧くださいと思います。

23条の5号の追加ですが、これにつきましては、信託法が全部改正されまして、信託業の担い手が金融機関のみであったものが、金融機関以外の法人格のない個人のノウハウを活用したサービスの提供が可能となったものであります。これに合わせまして、課税する根拠がございませんでしたので、税制面では個人もみなし法人として課税できる法人課税信託が整備されたものでございます。市税においては法人市民税の法人税割12.3%が課税されます。

次に、対照表の4ページをご覧ください。

4ページに附則第10条の2の住宅のバリアフリー改修、これについて資料がございまして、これにつきましては本会議でご説明したとおりでございまして。後でございましたと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（平野 浩） 税務課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） この23条についてでありますけれども、5番目の法人課税信託というようなことが出てきたわけでありまして、対象者数、それと税収の見込額が分かれば伺いしたいと思います。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 個人の申告制度ですので、早くて来年年明けに申告されると思いますけれども、ちょっと詳細については国の方から来ていませんけれども、現在の見込みでは、旭市では対象者は該当者いないのではないかと考えております。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、税務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 議案第13号の旭市都市計画税条例の一部を改正する条例につしまし

ては、提出資料の新旧対照表のとおりでございまして、国が示した条例準則に沿ったものでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（平野 浩） 税務課の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（平野 浩） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

議案第13号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(平野 浩) 全員賛成。

よって、議案第13号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(平野 浩) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(平野 浩) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

財政課長。

○財政課長(平野哲也) 財政課より、1件ご報告をさせていただきます。

1件は、入札制度の改革の今後の進め方ということでご報告をさせていただきます。

この入札制度の改革関係につきましては、本来であれば副市長の方からご説明を申し上げるところでございましたが、都合によりまして出席できなくなりましたので、私の方から今後の取り組み方について、方針ですね、ご報告をさせていただきます。

入札制度の改革については、1点目として、一般競争入札の対象とする額の拡大、2点目としまして、郵便事後審査方式制限付き一般競争入札、いわゆるダイレクト入札の導入、それから3点目として、電子入札の導入の前倒しということで、3点について検討中ということで、具体的な実施時期等について本会議の中で触れることができませんでした。

このたび、副市長の方からの強い意向によりまして、早急にできるものと、ある程度準備期間の必要なものに分けて取り組むべきとの結論に至りました。そして、建設工事の一般競争入札の対象額につきましては、現行では制度上3億円以上としておりますけれども、これを1億円以上まで拡大しまして、7月以降の入札から適用させることといたしました。県や市

町村の他の状況を見ながら、さらに段階的な引き下げの検討をしていくということといたしました。

また、郵便事後審査方式制限付き一般競争入札、いわゆるダイレクト入札につきましても、10月中の試行を目途に実施したいと考えておりますので、ご報告をさせていただきます。

なお、電子入札でございますけれども、電子入札の導入につきましても、1年前倒しをいたしまして、平成21年度に導入できるよう、並行して準備を進めていきたいということで考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上、ご報告申し上げます。

○**委員長（平野 浩）** ありがとうございます。

税務課長。

○**税務課長（野口徳和）** 先ほどの税務課の資料のところ、一番最後に資料4番というのが入っていますので、ご覧いただきたいと思います。

千葉県滞納整理推進機構の設置についてでございます。

この機構が発足しましたのは4月18日で、発足日は4月1日ということで、設置期間は今年の4月1日から平成22年3月31日までの3年間でございます。

目的及び業務ですけれども、個人住民税を初めとする地方税の滞納額の縮減及び税務職員の徴収技術の向上を図るため設置されたものでございます。業務としては、滞納処分を前提とした納税交渉、財産調査、差し押さえ等でございます。実施方法として、市職員が身分を併せ持つ県の税務職員が市職員とともに専門チームを編成し、業務推進するものであります。県職員につきましては、併任辞令を交付しました。これは5月1日に市長の方から交付し、全部で県の職員8人に交付いたしまして、実際にこの業務を行う期間としましては、9月から11月までの3か月間と、そのうち派遣される人数は2名ということでございます。

次に、資料はございませんけれども、平成19年度の課税状況を報告いたしたいと思います。

平成19年度の主な税の当初の現年課税分の調定額でございます。まず、個人市民税につきましては、調定額29億7,000万円で対前年28.8%の増となりました。次に、固定資産税は29億7,300万円で対前年2.1%の増、軽自動車税は1億3,900万円で対前年4.8%の増、都市計画税は2億5,000万円で対前年1.6%の増、市税全体の現年課税分の調定額の合計でございます。これは6月1日現在ですけれども、73億700万円ということで、対前年調定ベースで13.1%の増でございます。

それから、本年所得税から住民税への税源移譲にかかわりまして、問い合わせ等が相当ご

ざいまして、6月22日現在で、電話による照会、これは支所を含めまして約600件、それから窓口が300件ということで900件と、例年に対して4割くらい多い問い合わせ状況でございました。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 財政課、税務課より報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 俊介） 今、財政課長の方から入札方法についての改善ということで報告があったわけですが、いろいろな本会議等、一般質問等でもこの問題は非常に注目されているわけですが、今回は、対象を1億円に下げて7月以降から実施したいというようなことで、だいぶ改善されるわけですが、そうした中で、やはり地元業者育成ということをして市長が強く常々言っているわけですが、そうした中で、一般競争入札にしますと非常に地元業者がもう数が絞られてくるということで、逆に大手の方に落札される可能性が多いわけですが、その時になるべく地元業者に下請けというような格好で出せるとか、そのような方向について対処していただくという考えはあるのでしょうか。

○委員長（平野 浩） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 林委員の方から、地元業者の育成ということでございますけれども、ある程度一般競争入札にしまして門戸は広くなるということで、相反する部分はやはり出てしまうということでございます。ただ、その業者に地元を使ってくれというのは、心情的にはそうなんですけれども、ただ、制度上は我々の方からそういうことは業者に向かって言うということができませんので、そういうことは、とった業者さんが理解をしてくれるのが一番いいのかなということで考えております。

○委員長（平野 浩） 高木委員。

○委員（高木武雄） 一般競争入札のことで、ちょっと二・三伺いたいします。

確かに一般競争入札、これは素晴らしいことでございます。そして、一般競争入札というのは全国から全部入っても文句は言えません。ただ、その辺りで地域エリアを絞るのか、それとも全部フリーにしちゃうのか、あるいは上限、下限、建設業法に載っている、極端な話をいえば国のトップの業者もいますし、何点くらいの業者もいます。それを全部垣根を取っ

払って、フリーにしちゃうのか。あるいはある程度一定水準の、少し制限を付けた一般競争にするのか、すべて全部それを取っ払った一般競争にするのか、その辺はどのように考えておられますか。

○委員長（平野 浩） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 全部、すべて全国までということでは大変なことになってしまいます。すべからく他の市町村もお聞きしますと、やはり一般競争入札の中でも多少制限付きということで、地域エリアを例えば千葉県内にするとか、それから額の関係でございますが、特Aとかございました。これはやはり一般競争入札があっても、資格の審査というのは事前にやりますし、そういった形でこの業種、何億円以上だよなということをお願いしたい想定しまして、そういった事前に自分たちで基準を決めて、のべつまくなくということではないとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（平野 浩） ほかに。

高木委員。

○委員（高木武雄） おれも業者をやっているからあまりは言いたくないんだけど、なかなか一般と指名のよしあし、どっちもメリット、デメリットあると思うんです。まず、指名でいいのは、1回仕事をやらして、もし悪い仕事をやったら、その次から指名しなくてもいい、こういう問題があります。ただ一般の場合は資格に合っていれば、合格しなければしょうがないけれども、合格すれすれの仕事でも、次からもどんどんいっぱい入ってくる。指名の場合は、指名する方が市ですから、悪い仕事に近い仕事をやったら、次の指名に入れないということで、その辺がかなりいいところ悪いところあります。それをどのような形で、強いて言えばすばらしい管理者がいて、仕事をきちっと管理できればそんな問題はないんですけれども、なかなか大きい仕事になると、管理監督ができない、その面があるから、その辺をきちっとやっていただかないと、一般競争でもいい仕事ができるとは限らないので。

○委員長（平野 浩） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 高木委員のおっしゃいましたように、それぞれメリット、デメリットというのはあると思ひます。指名競争の場合ですと、確かに急いでいるようなとき、例えばですけども、これはまた一般競争入札ということで今申し上げましたけれども、すべてということではなくて、例えば指名競争入札が残るといふ原因もござひます。これは例えば災害とか、緊急にやる工事が出た場合には、これはやはり一般競争入札は相当日数がかかりまうので、そういったこともあり得ます。

それと、今、世の中の動きは一般競争入札の拡大ということで、これは何を言うかということ、やはり透明性といいますか、そういった形のものがあるので、一般競争入札を拡大しろということだろうと思います。指名競争入札でございますと、割合その指名した業者数が限定されて、集まりやすいといえはおかしいですが、顔を合わせる機会が多くなる。一般競争入札であれば顔を合わせる機会が少なくなるだろうということで、それぞれメリット、デメリットありますけれども、世の中の動きは一般競争入札ということで拡大をしてまいりたいということで考えております。

○委員長（平野 浩） ほかに。

島田委員。

○委員（島田和雄） 前に一般質問の時にも質問したんですが、一般競争入札を今回3億円から1億円に引き下げるといようなことですが、この前の告示ですか、市の告示というのがありましたけれども、これは設計金額3億円以上の工事の中から選定するといような、こういうことでありましたが、今回もここに1億円と、こういう形で、その中から選定をすると、そういうことですか。

○委員長（平野 浩） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 現在ございます試行要綱が3億円以上となっておりますが、この金額を1億円以上という形で改正させていただきたいと考えております。

○委員長（平野 浩） ほかに。

日下委員。

○委員（日下昭治） 税務課長にちょっと伺いたいんですが、さっきの資料4の方の説明の中で対象事案の中で、滞納額が市にあっては100万円以上、町村にあっては30万円以上と、市の対象になるわけですが、100万円以下のものは対象にならないということになるんですか、この辺は。累積のものだと思いますけれども。

○委員長（平野 浩） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） これはおおむねでございますので、住民税が100万円ということになっていきますけれども、それと合わせてやりますので、100万円以下でも対象に選んでいるものもございます。

○委員長（平野 浩） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（平野 浩） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（平野 浩） 以上をもちまして審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時40分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 平 野 浩